

# TRIPS協定成立の背景

- 1980年代以降、発明・デザイン等の知的財産を伴った商品やサービスの取引が増加。
- 知的財産を保護する実効的な国際ルール不在により、国際市場が発展する程、偽物ブランド商品や海賊版CDなど 国際貿易に甚大な被害を及ぼすケースが増大。

## ガット・ウルグアイ・ラウンド

- 新分野として、知的財産権保護を検討。
- 米国などの先進国は、国際的ルールを通じた知的財産権保護強化を主張。
- 農業・繊維分野で先進国が譲歩し、途上国も知的財産権交渉に参加。

1995年WTO設立協定付属書1CとしてTRIPS協定が発効

# TRIPS協定とは

○国際的な自由貿易秩序維持形成のための知的財産権の十分な保護や権利行使手続の整備を加盟各国に義務付けることを目的。

○多国間協定であり、WTOの規定によって加盟各国は本協定に拘束。協定の内容は各国の法律に反映。

# TRIPS協定の意義(1)

1. 知的財産権に関する既存の条約(パリ条約、ベルヌ条約等)の遵守を義務づけた上でさらなる保護の強化を規定するパリプラスアプローチ。

2. 内国民待遇とともに最恵国待遇を基本原則としている。

(TRIPSの内国民待遇: 自国民と外国人の差別の禁止  
cf. GATTの内国民待遇は輸入品VS国産品)

# TRIPS協定の意義(2)

## 3. 知的財産権行使(エンフォースメント)に関する規定の創設

○国境措置、民事執行、刑事執行について規定

## 4. 多国間における紛争解決手続の導入

○知的財産権に関する規定をGATTの基本構造の中に取り込んだことの最大の意味。

○協定に違反した場合、WTOの中の紛争解決機関(DSB)に提訴し、違反措置の是正を求めることが可能。是正が勧告された場合、応じないと制裁措置。

# 附属書一C

## 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

### <目次>

- 第一部 一般規定及び基本原則
- 第二部 知的所有権の取得可能性、範囲及び使用に関する基準  
著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、  
集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護、契約に  
よる実施許諾等における反競争的行為の規制
- 第三部 知的所有権の行使
  - 第一節 一般的義務
  - 第二節 民事上及び行政上の手続及び救済措置
  - 第三節 暫定措置
  - 第四節 国境措置に関する特別の要件
  - 第五節 刑事上の手続
- 第四部 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間  
手続
- 第五部 紛争の防止及び解決
- 第六部 経過措置
- 第七部 制度上の措置及び最終規定